

## 第4節 子育てしやすい環境づくりを推進する

### 現状と課題

わが国においては、急速な少子化の進行を踏まえ、平成15年に国や地方公共団体だけでなく企業にも次世代育成支援対策の推進を求める「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。少子化の進行、核家族化・都市化の進展、女性の社会進出の増大など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しているなかで、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備が求められています。

本市においては、平成17年3月に城陽市次世代育成支援推進事業行動計画「じょうよう冒険ランドプラン」を策定し、子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくりの実現に向けて、各種の取り組みを進めています。しかしながら、一時保育 やファミリー・サポート・センター 依頼会員数の増加などに見られるように、子育てに対する市民ニーズは高く、仕事と子育ての両立支援をはじめ、多様な保育サービスへの対応が求められています。

また、児童虐待の相談、育児不安などを背景に身近な子育て相談ニーズも増加するなど、家庭における「子育て機能」の低下が危惧されており、地域子育て支援センター を核とした地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めていくことが必要です。また、ひとり親家庭も年々増加しており、自立支援に向けた相談援助体制の拡充などについての検討が求められています。

さらに、城陽市立保育園の統合を含めた施設整備や給食の調理業務の委託などの効率的な施設運営を図るとともに、年々増加する保育料の滞納についてもその縮減を図る必要があります。

保育園園児数の推移

(各年4月現在)(単位:人)

区分 年	市立	私立	合計
平成11年	468	595	1,063
平成12年	461	629	1,090
平成13年	463	664	1,127
平成14年	506	678	1,184
平成15年	549	686	1,235
平成16年	570	675	1,245
平成17年	613	675	1,288
平成18年	595	690	1,285

(資料)子育て支援課

平成13年の人数には、広域入所の園児数(2人)は含んでいない。

### 基本方針

家庭・学校・地域の連携強化などによる地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりをめざします。

働くことと子育てが両立できる環境づくり、コミュニケーション豊かな子育て環境づくり、健やかな成長を見守る環境づくりにより、安心して子育てができる地域社会の形成をめざします。

## まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の	10年後の	めざすべき
				目標	目標	
働くことと子育てが両立できる環境が整っていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	33.1 (H18)	43	53	100
子育て支援事業(地域子育て支援センター) あそびのひろば(保育所など)参加親子数	各地区で毎年度実施している子育て支援事業および各保育所などで実施しているあそびのひろばの参加親子数	組	4,509	5,100	5,600	
保育所の待機児童数の状況	年度当初の待機児童数	人	0	0	0	0
	年度末の待機児童数	人	10	0	0	0
学童保育所の登録児童数の割合	登録児童数/対象児童数	%	18.1	23	26	
ファミリー・サポート・センターの会員数等	会員数	人	455	790	940	
	活動件数	件	1,893	2,400	2,900	

## 主な施策の展開

### (1) 仕事と家庭の両立支援

働くことと子育てが両立できる環境整備を行うため、城陽市立保育園の統合を含め計画的な施設整備を進めます。また、私立保育園を運営する法人の協力も得ながら、保育所における多様な保育サービスの拡充を図るとともに、学童保育所の施設整備を進め、その運営の充実を図ります。また、ひとり親家庭への自立支援や児童手当などの適正な支給を行うとともに、父子家庭に対する支援の強化、とりわけ父子家庭への児童扶養手当の給付制度の確立を国に要望します。

### (2) 豊かなコミュニケーションによる子育て支援

豊かなコミュニケーションが図れる子育て環境を整備するため、ファミリー・サポート・センター事業の会員を増やし、会員相互の支援活動の拡大を図ります。また、ひとり親家庭を含めて保護者の育児不安解消のため、地域子育て支援センター事業における相談業務や情報提供の充実に努めます。

### (3) 子育てしやすい環境の整備

子育て世代の定住を図るため、家庭、地域、学校、行政などの相互の連携・協力体制を充実強化するとともに、子どもたちの身近な遊び場の確保や出産できる医療施設の確保など、

子育てしやすい環境を整えます。また、子育ての負担軽減を図るため、乳児医療費の助成を行うとともに、保育所保育料については、国の定める基準額から、一定の軽減に努めます。さらに、育児休業制度の啓発に努めます。

#### (4) 児童虐待の未然防止

児童虐待の未然防止や早期発見の取り組みを積極的に進めるため、児童保護対策地域ネットワーク会議による取り組みや地域連携を強化します。

#### (5) 認定こども園設置への支援

新たに平成18年度から制度化された「認定こども園」について、民間が設置の方向で取り組むことを支援します。

### 市民まちづくりワークショップからの提言

#### 市民の役割(例示)

子育て仲間と一緒に子育てを楽しんだり、子育ての悩みを相談しあう。

子どもを通して人とのつながりを深めながら、日常生活の中で取り組むことができる子育て支援活動を行う。

これから親になる人と子育て経験者が語りあい、家族や子育ての良さを共有する。

子どもたちへの声掛けや注意、助言ができる地域づくりを行う。

子育てについて、家庭内で支え合い、地域で支え合う。

保育所保育料は、保育を進めるうえで極めて重要であり、滞納しない。

#### 【用語説明】

一時保育：保護者が家庭での保育が困難な時、生後6カ月から就学に達するまでの児童を、必要なときだけ保育所で保育できる制度。

ファミリー・サポート・センター：仕事と育児の両立支援と、家庭での育児支援を目標に「子育ての手助けをしてほしい人」(依頼会員)と、「子育てのお手伝いをしたい人」(援助会員)が会員となり、育児に関する相互援助活動を行う組織。

地域子育て支援センター：保育所を地域の子育て支援拠点に、入所している子どもだけではなく、在宅で子育てをしている親とその子どもを支援する拠点のこと。専門の職員が、育児不安などについての相談指導、子育てに関する情報の提供、子育てサークルなどの育成・支援を実施している。

待機児童：保育所に入ることを希望し、実際に入る資格を有するにもかかわらず、種々の理由で入ることができない状態にある児童。